

事例8 ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーとトゥエンティファースト・センチュリー・フォックス・インクの統合

第1 本件の概要

本件は、映画の配給業、映像ソフト提供業等を営むザ・ウォルト・ディズニー・カンパニー（本社米国。以下「TWDC」といい、また、同社と既に結合関係が形成された企業の集団を「TWDCグループ」という。）の子会社と、映画の配給業、映像ソフト提供業等を営むトゥエンティファースト・センチュリー・フォックス・インク（本社米国。以下「21CF」といい、同社と既に結合関係が形成された企業の集団を「21CFグループ」という。また、TWDCグループと21CFグループを併せて「当事会社グループ」という。）が、21CFを存続会社として合併した後、21CFの株式に係る議決権をTWDCの他の子会社が全部取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条及び第15条である。

なお、当事会社グループが供給する特定の役務間で水平関係にあるものは、映画の配給業や映像ソフト提供業等、複数存在する。以下では、これらのうち、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた映画の配給業について詳述する。

第2 一定の取引分野

1 役務の概要

映画の配給とは、映画館を運営する事業者（以下「興行業者」という。）に対し、映画を供給することをいう。

映画の配給を行うには、配給の対象となる映画ごとに、当該映画を興行業者へ供給する権利（以下「配給権」という。）を得る必要があるが、一つの映画について配給権を得るのは一つの配給業者に限られるのが原則となっている。映画の配給業者は、映画の制作段階から自社や自社の関連会社が開与して制作された映画の配給権を得るほか、他社が制作した映画について交渉により配給権を獲得する場合がある。映画の配給業者は、配給権を獲得した映画ごとに興行業者との間で上映に係る契約を締結し、興行業者は当該契約に基づき自らが運営する映画館において当該映画を上映する。

映画の配給業者は、消費者が興行業者に支払った鑑賞料金の一定率を乗じた金額を、自身の収入として興行業者から得ている。このように、良好な興行成績を収めた映画の配給業者がより多くの収入を得る仕組みとなっていることから、映画の配給業者は、より集客が見込まれる映画の配給権をより多く獲得するとともに、配給権を獲得した映画をより多くの興行業者に上映してもらうよう、営業活動を行っている。また、自らが配給した映画をより多くの消費者に鑑賞してもらえよう、当該映画の広告・宣伝を行っている。

2 役務範囲

(1) 需要の代替性

映画には、日本映画又は外国映画、実写又はアニメーションといった違いのほかに、アクション、SF、コメディ、サスペンス等のジャンルの違いが存在し、同じジャンルに属する映画であっても特質の違いが存在する。このように、映画には様々なカテゴリーが存在する。

消費者は、通常、様々なカテゴリーに属する映画の中から自らが興味を有する映画を選択して鑑賞しており、特定のカテゴリーに属する映画しか鑑賞しない者は少ない。消費者は、自らが興味を有する映画のうち、時間や予算等の制約の中で鑑賞する映画を選択しており、映画の最終需要者である消費者にとって、異なるカテゴリーに属する映画の間には一定の需要の代替性が認められる。

上記のような消費者の特性に鑑み、興行業者は特定のカテゴリーに属する映画に特化して上映するのではなく、多数の集客が見込める映画をカテゴリーにかかわらず配給業者と契約して上映しており、映画の配給業の直接の需要者である興行業者にとっても、異なるカテゴリーに属する映画の間には一定の需要の代替性が認められる。

(2) 供給の代替性

供給者である映画の配給業者にとって、消費者に支持され多数の集客が見込まれる映画を配給することが重要であり、そのような映画をいかにして配給するかという点において配給業者間の競争が行われている。この点、映画の配給に係る方法・ノウハウは、配給の対象となる映画の属するカテゴリーにかかわらず基本的に同じであり、映画の配給業者はいずれのカテゴリーに属する映画も配給することができる。

したがって、異なるカテゴリーに属する映画の間には供給の代替性が認められる。

(3) 小括

以上のことから、役務範囲を「映画の配給業」として画定した。

3 地理的範囲

映画の配給業者は日本全国を事業の対象地域としており、需要者である興行業者は、取引に関する地理上の制約はなく、日本全国の映画の配給業者から映画作品の配給を受けることが可能である。また、地域によって取引条件が大きく異なるといった特段の事情も認められない。

したがって、地理的範囲を「日本全国」として画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

映画の配給業の市場シェアは下表のとおりであり、本件行為後のHHIは約1,900、HHI増分は約100であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

【平成29年度における映画の配給業における市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約40%
2	TWDCグループ	約15%
3	B社	約10%
4	C社	約5%
5	D社	0-5%
6	E社	0-5%
7	21CFグループ	0-5%
	その他	約15%
合計		100%
合計市場シェア・順位：約20%，第2位		

第4 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。